



かつらぎ



3 町からのお知らせ

「住民票・印鑑証明書」のコンビニ交付
開始 など

12 NEWS & TOPICS

17 町からのお知らせ

4月から上下水道料金の納入通知書様式
の変更 など

21 まちのわだい

23 暮らしの情報 INFO

24 相談窓口

25 図書館だより

26 子育て・保健カレンダー

28 由良町と災害時相互応援協定の締結など



COVER

////表紙の写真////

役場庁舎裏の桜

＝広報の表紙写真（イラスト可）を募集します＝
町内で撮影した写真を募集します。応募方法など
は町ホームページ、またはお問い合わせください。
【5月号締切4月8日（金）】
問い合わせ 企画公室秘書広報係（内線2003）



町長メッセージ 町民のみなさまへ

いよいよ4月となり、新年度が始まりました。
多くの方々にとって、4月はさまざまな変化があ
ることと思います。進学や就職、転職や転勤など、
新しい環境で新しいことをスタートさせることも
多く、期待と不安でいっぱいだという人も少なく
ありません。

かつらぎ町役場においても人事異動があり、多
くの職員が新しい部署で期待と不安を抱きながら
仕事をスタートさせます。今年は新規採用職員9
人（一般職5人、土木職1人、保健師2人、公認
心理士1人）が加わり、より一層、充実した職員
体制で頑張っています。

人事異動については「年功序列」を優先するの
ではなく、「意欲」や「能力」をも考慮した上で、
個人の特性を踏まえた人事をするようにしていま
す。このような人事の考え方は、民間では当たり
前に行われていますが、官公庁ではまだまだ浸透
していないのも現状です。人を育てるには、育て
ることができる環境が必要であり、この環境づく
りが上手くいかないと人は育ちません。

町職員には、笑顔と挨拶を絶やさず、常に住民
の立場に立って仕事に取り組むよう話をしていま
す。特に窓口で用事がある人は、不安を抱えて来
庁する人が多いことから、来庁者には積極的に
声がけをし、少しでも安心していただける対応を
心がけています。このような信頼される役場づく
り・人づくりは、一朝一夕には実現できませんが、
人を育てられる環境の中で取り組めば、必ず素晴
らしい人材が育つと信じています。

4月から地区ごとに「行政懇談会」を開催する
予定になっています。この「行政懇談会」は、新
型コロナウイルス感染症の影響で、2年連続中止
となっています。今年こそは何が何でも開催した
いと強く思っています。

また「町政意見箱」の体制を整え、住民の皆さ
まからの率直なご意見を伺いたいと考えています。
どんなことでも構いませんのでお気軽にご意見
をお寄せいただければ幸いです。

かつらぎ町長 中阪 雅則

マイナンバーカードをお持ちの方へ ●「住民票・印鑑証明書」の コンビニ交付開始



4月1日から、身近なコンビニ
エンストアなどで、夜間や休日
に証明書を取得できます。

対象 マイナンバーカードをお持ち
の町に住民登録がある方

取得できる証明書

・住民票の写し…本人および同一
世帯員

・印鑑登録証明書…本人（印鑑登
録している方）

※コンビニ交付の際、印鑑登録証
の提示は必要ありません。

交付手数料 1通200円

利用できる時間

午前6時30分～午後11時（12月29
日～1月3日およびシステムメン
テナンス時を除く）

利用できる店舗

全国のコンビニエンスストアなど
のマルチコピー機（キオスク端
末）設置店舗

必要なもの マイナンバーカード

※利用の際、数字4桁の暗証番号
（利用者証明用電子証明書）の入
力が必要です。暗証番号を3回連
続で間違えるとロックがかかって
しまい、コンビニ交付を利用でき
ません。ロック解除・暗証番号の
再設定は、住民係へお越しくださ
い。

問い合わせ 住民福祉課住民係
（内線2065）

マイナンバーカードをお持ちでない方へ／ マイナンバーカードを作りますか？

公的な身分証明書であり、健康保険証とし
ても利用できるマイナンバーカード。将来的
には運転免許証との一体化も予定していま
す。まだお持ちでない方は、この機会に作っ
てみませんか。

※健康保険証としての利用は、マイナポータル*やセブン銀行のATMで別途申し込みが必要
です。

*マイナポータルとは、マイナン
バーカードを使った行政の手続き
やお知らせの確認ができるオンラ
インサイト。<https://myna.go.jp>



◆マイナンバーカードの申請をお手伝い

申請書をお持ちの方は、郵送やパソコン、
スマートフォンで簡単に申請できます。ご自
身で申請が難しい方、もしくは申請書を無く
してしまった方は、住民係で職員が申請をお
手伝いします。

◆マイナンバーカードの受け取りについて

申請してから約1カ月後、自宅に交付通知の
封書が届きます。事前予約の上、必ず申請者本
人が受け取りに来てください。窓口の専用端末
で電子証明書の暗証番号を設定し、カードを交
付します。

時間 平日 8:30～17:15

休日 毎月第4日曜 9:00～15:00

持ち物

- ①交付通知はがき
- ②マイナンバー通知カード・住基カード（い
ずれもお持ちの方）
- ③本人確認書類（アの書類を1点、アがない場
合イを2点持参）
ア. 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、
療育手帳、在留カードなど
イ. 健康保険証、医療受給者証、介護保険証、
年金手帳・証書、預金通帳、学生証、社員証
など

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」
が記載されている必要があります。

● 4月1日から 町税などの支払いが便利になります



町税などのクレジットカード・インターネットバンキング決済開始

4月1日から、町税などの支払いに、クレジットカード・インターネットバンキング決済が可能になります。納付手順・注意事項・よくある質問は、町ホームページをご覧ください。

◆対象町税など

町民税・県民税（普通徴収）
固定資産税・都市計画税
軽自動車税

国民健康保険税

町営住宅使用料

水道料金・下水道使用料

◆納付に必要なもの・共通

・インターネットに接続可能なパソコン、タブレット端末、スマートフォンでカメラによる読み取り機能があるもの

・コンビニ納付用バーコードの印刷がある納付書（納付期限内で金額訂正がないもの）

※納付書1枚で合計納付額が30万円以上の場合には対象外のため、バーコードの印字がありません。

クレジットカード決済

クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）

インターネットバンキング決済

利用可能な金融機関とのインターネットバンキング・ゆうちょダイレクトの契約

◆システム利用料

かつらぎ町納付サイトの利用には、システム利用料が必要です。※システム利用料は、納付者がクレジットカード・インターネットバンキング決済を行う「かつらぎ町納付サイト」の運営者に支払うものです。

インターネットバンキング決済

納付手続き1回あたり、一律165円（税込）

クレジットカード決済 下記表をご覧ください。

◆納付可能期間

納付書記載の納付期限

※納付期限当日は、午後11時30分までに納付手続きを完了してください。

◆注意事項

領収書は発行されませんので、必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

上下水道料金・町営住宅使用料の「コンビニ収納・スマホ決済」開始

4月以降に発行する納付書から、水道料金・下水道使用料・町営住宅

ー システム利用料 クレジットカード決済 ー

1枚あたりの納付金額	システム利用料(税込)
～10,000円	110円
10,001円～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円
30,001円～40,000円	440円
40,001円～50,000円	550円
以降10,000円増加毎に110円を加算した額	

宅使用料の支払いが、全国の主要コンビニエンスストア（以下コンビニ）で可能になります。

また、スマートフォンアプリからの支払い（以下スマホ決済）も可能になります。

◆コンビニ納付について

手数料は不要です。コンビニでスマホ決済は利用できません。

◆スマホ決済について

スマホアプリで、バーコードを読み取ることで支払えます。手数料は不要です。（通信料は納付者負担）また、領収書は発行されま

● 4月1日から町税などの支払いが便利になります

4月から税金などの支払方法が拡充します。窓口払いなど、従来の納付方法も、引き続きご利用できます。



— 概要 —

種 別	コンビニ収納 ・スマホ決済		クレジット ・ネット決済
	～3/31	4/1～	4/1～
町民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税	○	○	○
上下水道料金	×	○	○
町営住宅使用料	×	○	○

せんので、アプリの支払履歴など
 でご確認ください。領収印が押さ
 れないため、二重払いにならない
 よう、納付書に「支払い済み」な
 ど記入することをお勧めします。

対応アプリ一覧

対応アプリ一覧

PayB、PayPay請求書支払い、LINEPay請求書支払い、支払秘書

※各アプリの詳しい操作方法については各サービスのホームページをご確認ください。

◆コンビニ納付・スマホ決済が利用できないもの

- ・バーコードを読み取れないもの
- ・納付期限を過ぎたもの
- ・バーコード印字が無いもの
- ・30万円以上のもの（バーコード印字がありません）

※上下水道料金のLINE Pay
請求書支払いはバーコードがある
場合でも5万円以上の支払いはで
きません。

問合わせ

町税の支払い…税務課徴収係（内線2041）
町営住宅使用料の支払い…管財情報課住宅係（内線2085）
上下水道料金の支払い…上下水道課総務係（☎22―6566）

● 各種福祉関係手当の額改定

令和4年度の各種福祉関係手当は、次のとおり改定になります。

手当名・金額	～3月	4月～	支給月
児童扶養手当	43,160円 ～10,180円	43,070円 ～10,160円	3・4月分 … 5月期 5・6月分 … 7月期 7・8月分 … 9月期 9・10月分 … 11月期 11・12月分 … 1月期 1・2月分 … 3月期
特別児童扶養手当（1級）	52,500円	52,400円	4～7月分 … 8月期
〃（2級）	34,970円	34,900円	8～11月分 … 12月期 12～3月分 … 4月期
特別障害者手当	27,350円	27,300円	2～4月分 … 5月期
障害児福祉手当	14,880円	14,850円	5～7月分 … 8月期 8～10月分 … 11月期
福祉手当（経過措置分）	14,880円	14,850円	11～1月分 … 2月期

問い合わせ 住民福祉課福祉係（内線2064）

● 機構改革により役場の組織が一部変わります

4月1日から組織の変更や新設を行います。将来のかつらぎ町の飛躍を目指し、役場の体制や配置などが変わりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

～3月31日まで

企画公室	まちづくり推進係
	秘書係
	情報推進係
	管財契約係

建設課	事務係
	管理係
	工務係
	建築係
	住宅係

税務課	住民税係
	固定資産税係
	徴収係

地籍調査室	地籍調査係
-------	-------

住民福祉課	住民係
	福祉係
	生活環境係

変更点概要

企画公室の係を一新。地籍調査室を廃止し、税務課内に係を新設します。さらに、企画公室・建設課・住民福祉課から一部の係を移行し、管財情報課、環境課を新設します。

4月1日から～

企画公室	政策調整係	総合計画の立案、まちづくりの企画調整など
	地方創生係	町のプロモーション・セールス、ふるさと納税など
	秘書広報係	秘書業務、広報など
	建築契約係	町有建築物に係る設計審査、入札・請負契約、指名業者の選定など

建設課	総務係	都市計画法、空き家対策など
	管理係	道路・河川管理、ため池事業、土砂等埋め立て規制など
	工務係	道路・河川などの修繕や改修、災害復旧事業など

税務課	住民税係	町民税・国民健康保険税、軽自動車税の賦課など
	固定資産税係	固定資産・償却資産の評価、固定資産税・都市計画税の賦課など
	徴収係	町税に係る諸証明の交付、町税の収納および滞納処分など
	新設 地籍調査係	地籍調査庶務全般

住民福祉課	住民係	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、マイナンバーカードなど
	福祉係	障害福祉、児童福祉、生活保護、民生委員・児童委員など

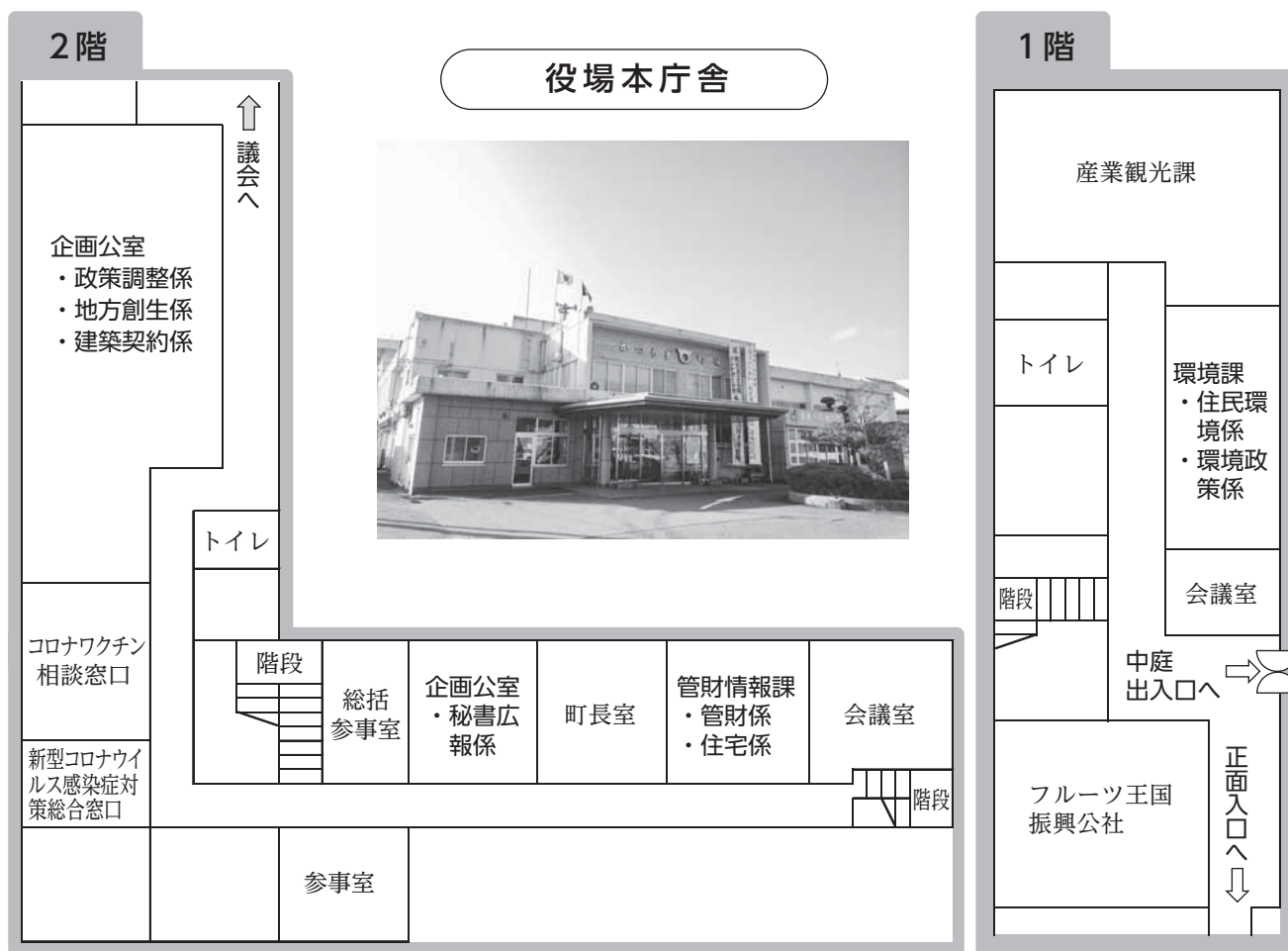
新設 管財情報課	管財係	町有財産の取得・管理・処分など
	住宅係	公営住宅、定住促進住宅の入居および管理など
	情報推進係	電子計算機の管理運営、行政および地域の情報化推進など

新設 環境課	住民環境係	一般廃棄物処理、し尿処理、浄化槽設置、斎場、墓地の管理、犬の登録・狂犬病予防など
	環境政策係	環境保全、地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど

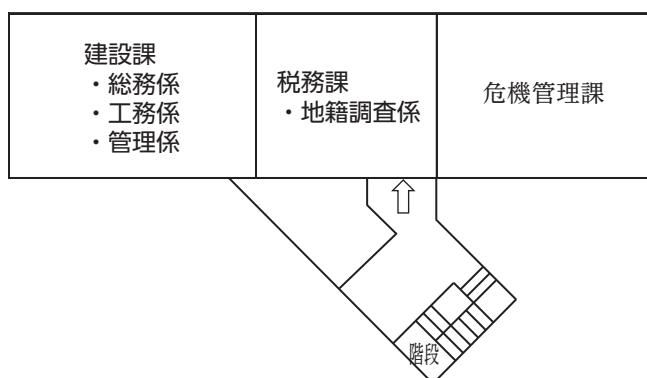


建設課が、防災センター2階に移動しますが、町営住宅などの住宅係は、本庁舎2階（元の企画公室の部屋）です。ご注意ください。

機構改革 配置図



防災センター2階



令和4年度当初予算概要

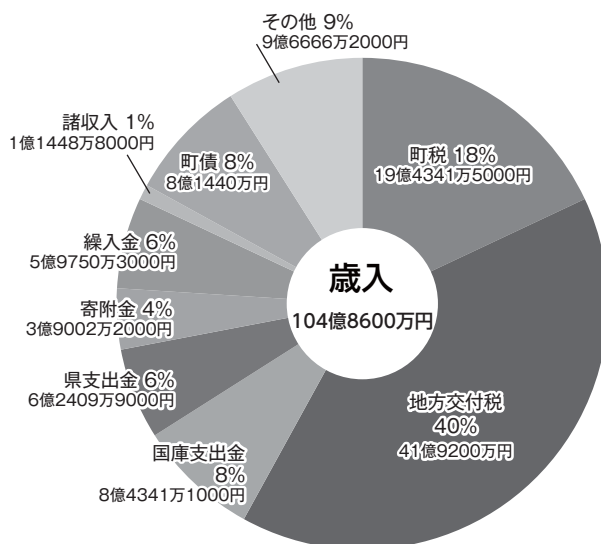
一般会計予算 104億8600万円 [前年度比]+3億7700万円(+3.7%)

令和4年度当初予算は、一般会計と6特別会計、水道事業会計、下水道事業会計をあわせた総額が179億331万8000円で、前年度と比べて2.5%増加しました。

予算編成においては、第4次かつらぎ町長期総合計画およびそのアクションプラン

に基づき、希望の持てる未来のかつらぎ町を実現するために、事業の選択と集中という観点から、①防災・減災対策、②産業・観光・移住定住対策、③子育てしやすいまちづくり、④福祉と健康のまちづくりを重点項目として予算編成を行いました。

一般会計 歳入



前年度比

町税	0.4%	繰入金	31.8%
地方交付税	8.6%	諸収入	▲42.2%
国庫支出金	0.3%	町債	▲10.2%
県支出金	▲11.3%	その他	8.6%
寄附金	21.9%		

歳入のうち町税では、個人町民税や法人町民税の増加により831万円の増加を見込んでいます。国が公表した地方財政計画における伸び率などにより地方交付税が3億3100万円増加しました。また、ふるさと納税に係る基金繰入金増額により繰入金が1億4400万円増加しました。

一方で、学校給食費の無償化や各種検診の受診料自己負担分の無料化により、諸収入が8348万9000円減少しました。

地方消費税交付金(社会保障財源分)の使用目的

地方消費税の引き上げによる増収分(2億2240万円)については、すべて社会保障施策の財源として活用するものとされており、令和4年度はこども園運営費の財源として活用します。

町税について

個人町民税	5億9987万円
法人町民税	7767万8000円
固定資産税	9億8189万円
軽自動車税	8049万2000円
町たばこ税	1億364万3000円
都市計画税	9670万9000円
入湯税	313万3000円

● 町民一人当たりの町税負担金

個人町民税	37,208円
固定資産税	60,904円
軽自動車税	4,993円
町たばこ税	6,429円
都市計画税	5,999円

※1月末現在の住民基本台帳人口16,122人によります。

特別会計・企業会計 予算額

会 計 名		令和4年度	令和3年度	伸び率
一般会計		104億8600万0000円	101億 900万0000円	3.7%
特 別 会 計	シビックセンター	6987万0000円	7629万2000円	▲ 8.4%
	国民健康保険事業	24億8209万6000円	25億 152万1000円	▲ 0.8%
	天野診療所事業	936万7000円	951万8000円	▲ 1.6%
	後期高齢者医療事業	5億8058万3000円	5億6275万0000円	3.2%
	介護保険事業	26億8716万3000円	27億2246万1000円	▲ 1.3%
	花園地域交流推進施設運営事業	8677万0000円	8651万2000円	0.3%
水道事業会計		6億7401万0000円	6億 169万2000円	12.0%
下水道事業会計		8億2745万9000円	8億 198万8000円	3.2%
総合計		179億 331万8000円	174億7173万4000円	2.5%

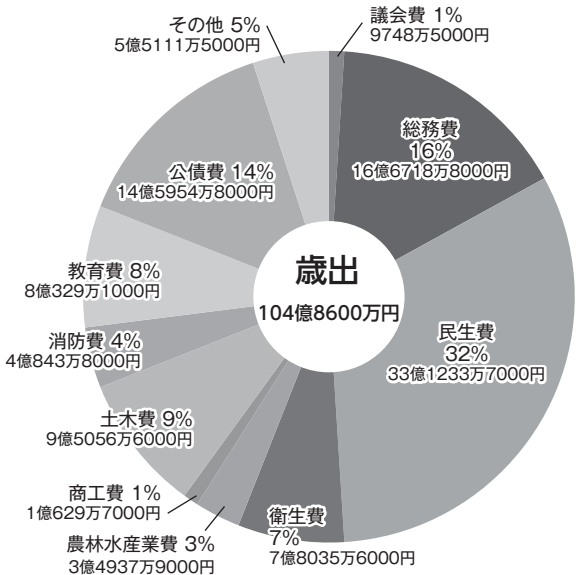
一般会計

歳出

歳出では、志賀地域交流センターの整備やふるさと納税に係る事業費の増加により、総務費が2億5307万2000円増加しました。また、国城寮建替に係る負担金の増加により、民生費が2億6888万円増加しました。一方で、妙寺団地建替に係る事業費の減少により、土木費が9231万2000円減少しました。

交付税やふるさとかつらぎ寄附金など、歳入の増額により、収支の均衡を取り戻しつつありますが、質の高い行政運営を行うため、事業の見直しを実施し、選択と集中の観点から施策の重点化を図ります。

限られた財源の中で最大の効果を発揮し、希望の持てる未来のかつらぎ町の実現に努めます。



前年度比

議会費	▲0.7%	土木費	▲8.9%
総務費	17.9%	消防費	▲11.3%
民生費	8.8%	教育費	4.3%
衛生費	▲3.4%	公債費	1.9%
農林水産業費	▲15.3%	その他	7.0%
商工費	▲5.2%		

● サービスに係る町民一人当たりの費用

議会費	議会運営・議員報酬など	6,047円	商工費	商工・観光振興など	6,593円
総務費	自治振興・選挙・統計など	103,411円	土木費	道路・公園の整備など	58,961円
民生費	福祉・医療など	205,454円	消防費	消防・救急など	25,334円
衛生費	保健・ごみ・し尿処理など	48,403円	教育費	小中学校・生涯教育など	49,826円
農林水産業費	農林業振興など	21,671円	公債費	借入金の返済	90,531円

※1月末現在の住民基本台帳人口16,122人によります。

令和4年度

まちのお金の使いみち (主な事業)



01 まちづくり

花園地区テレワーク推進事業 389万8,000円

花園地区に光回線が整備されることに伴い、花園地区内の施設（花園支所、はなぞの温泉「花圃の里」、キャンプ場など）に無料公衆無線LAN・フリーWi-Fiエリアを設けます。テレワークを地域に普及させ、仕事を創出することで住み続けられる地域づくりを推進します。

道の駅周遊促進事業 300万円

町内で活動している団体や道の駅と連携し、イベントの実施、道の駅の周遊につながる仕組みを作り、町外からの誘客に取り組みます。

かつらぎ霊園階段新設事業 149万9,000円

霊園北側の3団地の下段1団地（G団地）に、東側町道からの階段を新たに設置し、霊園利用者の利便性向上を図ります。（上段2団地（E団地・F団地）には東側町道からの階段を設置しています）

下志賀地区飲料水供給施設整備事業 4,278万2,000円

下志賀地区に飲料水供給施設を設置し、安全・安心な生活を実現します。工事は複数年で実施し、完了後の施設管理は町が行います。
（下志賀地区の飲料水は、谷川からの取水や各戸で設置した井戸水が中心で、飲料水の供給が不安定な状況です）

かつらぎ町自分ごと化会議 357万7,000円

町民の中から無作為抽出で選ばれた住民判定人が、事業仕分けを行います。事務事業についての議論は外部有識者の仕分け人が行い、その議論を聞いて、住民判定人が判定を行い事業の見直し・改善につなげます。会議は全面公開にて実施します。

これからのまちづくりの考え方は、いかに小さくして質を高めるか、住民がいかに町のことを「自分ごと化」できるかがポイントになります。事業担当者と仕分け人や住民が個々の事業の課題を共有し、ともに解決策を考えることにより、住民が行政に対する理解を深めて当事者意識や信頼感を醸成するきっかけとし、政治、行政を「自分ごと」と捉える土壌を形成します。

証明書コンビニ交付サービス事業 43万6,000円

マイナンバーカードを利用して、町が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスを開始します。

全国のコンビニエンスストアなどで時間や町内・町外の場所に関わらず、証明書などを受け取ることが可能となり、住民の利便性の向上を図ります。
(P.3に詳細情報あり)

02 防災

ブロック塀等耐震対策事業 160万円

通学路や避難路に面した著しい傾斜や重度のひび割れがあり、倒壊または転倒の危険性があるブロック塀の所有者に対して、ブロック塀の早期撤去に要する経費を補助します。ブロック塀の早期撤去を促進し、町民の身を守る安全対策を図ります。

備蓄食糧購入事業 117万6,000円

中央構造線断層帯による地震被害想定（最大避難者率34.7%）に基づき、食糧を備蓄します。

地震災害対策の備蓄基本方針に基づく食糧備蓄の役割分担により、発災後3日間分のうち1日分を備蓄します。



02 防災（つづき）

農村地域防災減災事業(県営ため池改修事業)

55万円

近く発生が予測される東海・東南海・南海地震や近年頻発している台風・集中豪雨などによる決壊を未然に防ぐため、県が行う六人池の堤体などの部分改修に負担金を支出します。

03 健康福祉

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

4,469万6,000円

新型コロナウイルスワクチンの追加（3回目）の接種体制を整え、円滑に町民への接種を行います。また、初回接種についても、9月まで体制を継続する予定です。

新型コロナウイルス感染症相談総合窓口設置事業

509万6,000円

新型コロナウイルス感染症対策総合窓口を引き続き設置します。新型コロナウイルス感染症に係る、国・県・町の施策に関する町民からの相談や質問に対応します。

がん検診受診料自己負担無料化事業

3,939万7,000円

町実施の各種がん検診の自己負担を無料にします。がん検診の受診を促進することで、がんの早期発見・早期治療を図り、町民が健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

かつらぎ町高齢者等見守り配食サービス事業

275万7,000円

要援護高齢者などに宅配弁当の配達を活用して見守り訪問を行い、安否などの状況を確認します。緊急時は、宅配業者から登録連絡先や担当ケアマネジャー、担当課などに連絡されます。要援護高齢者などの、地域での自立した日常生活を支援します。

04 教育・子育て

学校給食費無償化による子育て支援事業

1億5,489万2,000円

町内小中学校の学校給食費に係る保護者負担分を無償とし、区域外就学の児童および生徒についても補助を行います。保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを促進します。

就学前後の子育て支援施策として、こども園給食補助、就学援助制度や学童保育施設の運営補助などの支援を行っています。令和4年度からこれらの子育て支援施策を拡充し、切れ目のない包括的な支援を行っていきます。



学童保育施設運営事業

5,134万4,000円

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供します。安心・安全な居場所確保と健全育成を図り、安心して子育てできる環境の充実およびワーク・ライフ・バランスの充実を推進し、子育て世代の定住を促進します。

水泳指導地域人材連携事業

106万6,000円

教職員による学校での水泳指導に、専門的な知識のある指導員の水泳指導法を加えることで、生涯にわたって水泳に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指します。中学校プール施設の老朽化を考慮し、施設環境の整ったかつらぎ町民プールで中学校の保健体育授業「水泳」を実施します。

「成年年齢」はいつから変わる？

民法改正に伴い、4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これによって、4月1日に18歳・19歳の方は、4月1日に新成人になります。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳・19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

成年に達すると何が変わる？

◆18歳(成年)になったらできること

民法が定めている成年年齢は、以下の意味があります

- ・一人で契約をすることができる年齢
- ・父母の親権に服さなくなる年齢

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

成年年齢の引き下げ

18歳になってできること、できないこと



18歳(成年)になったら できること	20歳にならないと できないこと
・親の同意がなくても契約できる 携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしの部屋を借りるなど ・10年有効のパスポートの取得 ・国家資格の取得 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許など ・結婚 女性の結婚年齢 16→18歳に変更、男女とも18歳 ・性別の取り扱いの変更審判 ※普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳以上」で取得が可能	・飲酒をする ・喫煙をする ・競馬、競輪、オートレース、競艇(公営競艇)の投票券(馬券など)の購入 ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得

例えば、携帯電話の契約やローンを組むなどの際に、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人で行えるようになります。

また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。

さらに、10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取得したりすることもできるようになります。

また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

◆20歳にならないとできないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。

健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、現状維持となっています。

出典…政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報「18歳から『大人』に！成年年齢引き下げで変わることを、変えないこと。」

Q1 成人式はどうなる？

成人式の時期や対象年齢については、法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されます。

かつらぎ町では、令和5年以降の成人式について、その年度に20歳を迎える方を対象に「20歳を祝う会（仮称）」を開催するということが決定しています。

成年についての Q&A



Q2 養育費はどうなる？

例えば「子供が成年に達するまで養育費を支払う」との取り決めが行われていたとします。成年年齢が引き下げられた後、このような取り決めはどうなるのでしょうか。取り決めが行われた時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり子供が20歳になるまで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

また、養育費は、子供が未成年であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子供が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払期間が「子供が18歳に達するまで」ということになるわけではありません。例えば、子供が大学に進学している場合には、大学を卒業するまで養育費の支払義務を負うことも多いと考えられます。

今後、新たに養育費に関する取り決めをする場合には、「（大学を卒業する）22歳の3月まで」といった形で、明確に支払期間の終期を定めることが望ましいと考えられます。

Q3 契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年をターゲットにする悪質な業者もいます。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や
困ったことが起きてしまった場合

消費者ホットライン **188**

いやや

局番
なし

かつらぎ町で働く

町への移住・定住促進を目的に、町内で働く人（町起業支援事業補助金採択者）を紹介します。



ぱりと
手網焙煎 歩里人珈琲
店主 岩本 克也 さん

手に持っているものが、焙煎網。
材料は近くの店で揃いますが、長
年の創意工夫が詰まっています。

自己紹介・お店を持つまで

和歌山市生まれで、3歳から貴志川町（現紀の川市）で暮らしました。高校は近大附属和歌山高校、大学は鹿児島大学理学部、同大学院理工学研究科へ進学。

研究者への憧れを持ちながらも、美術部に所属したことで、自分のやりたいことが大きく変化したことを自覚。大学院を中退し就職活動を開始しました。しかし、理想とする自己表現を既存社会の中に求めることの難しさ、受け入れてもらえないもどかしさを感じながら卒業からの数年間を過ごしました。

その後、塾講師の仕事を得てから

足繁く通っていた岩出市のブドウ農家兼ライブハウスのマスターや、アルバイト先だった海南市のイタリアンレストランのオーナーに影響を受け、珈琲と手作りフルーツソーダのお店を、イベントなどに出すようになりました。

お店への想い「誰かの可能性をあと押しできる場所」を作りたい

お店のコンセプトは、「誰かの最初の一步を応援できる店」。今はコーヒーという範囲での後押しが主ですが、ジャンルは問わず「アイデアを見つけて帰ってもらえる場所」を作りたいという想いで、さまざまな物を作りました。

町の起業支援事業補助金に応募するきっかけ・よかったこと

お店のものは、一見どこにでもあるようなものばかりに思えます。しかし、自分や周りの人のアイデアで、ゼロから作り上げたものがいくつもあります。椅子は父が製作、ピザ窯は独自設計。他にも書ききれない手作り品があります。制限された中でも、徹底した創意工夫によって生み出されるものは、きっと誰かの心に響くという信念を持って製作しました。

店名の「歩里人」の「歩」の字は、最初の一步、何も分らないところから踏み出す勇気を込めています。

知人の紹介で、かつらぎ町商工会の方に会った。町起業支援事業補助金を知りました。補助金申請をする中で、自分のアイデアが他の人にどう思われるか・どう見られているか、アドバイスをもらえたことはありがたかったです。より現実的に考えるようになったりました。

改装はもとより地盤改良や建物補強などに相当な費用が必要だったので、補助いただけたことは大変助かりました。また、補助金の対象期間が3年間だったので、予想外のことがあっても、十分に考えて進めることができました。



①店内の写真。うさぎの耳の形をした可愛い椅子は父の手作り②自慢のタイル張りのトイレ。岩本さんが1枚1枚割って貼り付けたそうです。



③



④



⑤

③ブレンド珈琲と手前が海鮮ピザ、奥が自家製ベーコンのピザ④店内で販売している珈琲豆やドリップバッグ珈琲⑤特別に珈琲豆のテイスティングをさせてもらいました。岩本さんは、珈琲豆を見極める能力を高めるため、時間を見つけてはテイスティングの大会や勉強会に参加しているそうです。

お店のこだわり

豆の個性を活かした焼き方を大事にしています。和歌山のミカンと同じように、品種が違えば風味も違う。珈琲豆も農産物です。同じ国・地域でも農園ごとで風味が異なります。個性を最大限楽しめる焙煎を目指しています。

お店には、スペシャルティ珈琲の中でも86点以上のトップスペシャルティ豆や、国際品評会入賞銘柄など15種類以上の銘柄を用意。手網焙煎で、このクラスの豆を適正に焼ける技術を体得しました。

限られた人口・地域資源の中で、世界に届く「可能性」を育てるにはどうしたらいいか。和歌山の住人として常に考え、自分にできることをやってきました。日本スペシャルティコーヒー協会の勉強会に、唯一、手網焙煎人として何度も参加。一千万円超の焙煎機に勝るとも劣らないと評価をいただいています。

食べ物、父が釣る魚のピザや、自家製ベーコンのピザがおすすです。

珈琲の持つ可能性・これから

数十億人が関わる「珈琲」を通して、飲む以上の体験をお届けしたいと考えています。時間があれば2〜3

杯は味見をお出しするのも、その想いからです。

丁寧につくられた珈琲には、フルーツやハーブのような酸質や風味があります。その風味の違いを仕分ける能力は、訓練すれば身に付けられます。世界最高級品質をいつでも経験できる場があることで、いつの日か、かつらぎ町から世界に名の知れる生産者さんや、未来の料理人の助けになるよう、精進を重ねていきます。



DATE 歩里人珈琲

📍 かつらぎ町移218

月・金 11:00~16:00 (LO15:00)

土・日 11:00~19:00 (LO18:00)

☎ 070-4015-6741

かつらぎ町起業支援事業補助金については、産業観光課商工観光係(内線2103)にお問い合わせください。

新しい納入通知書

[illegible]

4月以降発行する、上下水道料金の納入通知書の様式が変わります。金融機関・コンビニなどで支払う場合は、真ん中の切取線

● 4月から上下水道料金の納入通知書様式の変更

で納付書を切り取り、下半分をお持ちください。

問い合わせ 上下水道課総務係
(☎22-6566)

切取線

● 令和4年度介護保険料納入通知（仮算定）

令和4年度の介護保険料納入通知書（仮算定）は、4月中旬に送付します。必ず期限内に納付をしてください。

なお、令和3年度から継続して年金天引き（特別徴収）の方には、通知書を送付しません。

納入通知書を送付する方

- ・納付書または口座振替による納付（普通徴収）
- ・4月から年金天引き（特別徴収）が開始

納入通知書を送付しない方

- ・前年度から継続して年金天引き（特別徴収）

4月・6月・8月の保険料額は原則としてその年の2月の保険料額と同額となるため、送付しません。保険料額は、令和3年7月の納入通知書をご覧ください。10月以降の保険料額は、7月の本算定後に通知します。

介護保険料仮算定について

令和4年度介護保険料は、算定基礎となる令和4年度市町村民税課税の有無などが未決定のため、令和3年度の課税決定を基に仮算定した額になります。課税決定後の7月に、本算定した介護保険料決定額を改めて通知します。

普通徴収の納期および特別徴収月

普通徴収(納付書・口座振替)			特別徴収		偶数月の年金支給日
仮算定	第1期	5/2(月)	仮徴収	4月	
	第2期	6/30(木)		6月	
本算定	第3期	8/31(水)		本徴収	
	第4期	10/31(月)	10月		
	第5期	12/28(水)	12月		
	第6期	令和5年2/28(火)	2月		

問い合わせ 健康推進課介護保険係(内線2051)

●町営住宅・桜ヶ丘定住促進住宅入居者を募集します

申込書の配布、受付は住宅係で行います。機構改革で住宅係の場所が変更になりました。詳しくは、7ページをご覧ください。また、申込時に申込書および添付書類一式がそろい次第の受付になります。住宅の概要は左のページをご覧ください。

また、花園地区にある町営住宅については、随時入居募集を行っています。詳細は、お問い合わせください。

入居申込書配布期間

4月8日(金)～22日(金) 土日除く
午前8時30分～午後5時15分

入居申込書受付期間

4月15日(金)～22日(金) 土日除く
午前8時30分～午後5時15分

町営住宅

入居申込資格

- ①現に住宅に困窮していることが明らかの方。
- ②本人および同居者の所得を加算

し、控除対象額を引いて12で割った額が条例で定める規定内(月額15万8千円以下、裁量階層にあつては月額21万4千円以下)の方(詳細はお問い合わせください)。

- ③地方税の滞納がなく、定められた家賃および敷金を支払う能力を有する方であること。
- ④申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと。
- ⑤単身での申し込みが可能な住宅は、床面積が45㎡以内の住宅に限られます。

桜ヶ丘定住促進住宅

入居申込資格

定住促進住宅は、かつらぎ町に定住するため、居住する住宅を必要としている人に賃貸するための住宅です。次の要件を満たすことが条件になります。

1号棟の入居要件

- ①入居申込時の年齢が満40歳以下で、同居親族を有する方、また

は婚姻者を有し6カ月以内に婚姻することが確実な方。

- ②年間収入の12分の1の金額が入居を希望する住宅の家賃額の3倍以上あること。
- ③地方税を滞納していないこと。
- ④申込者および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

選考方法

規定により選考には次の優先順位があります。

- 1位順位…入居申込時に婚姻して1年以内の人または婚姻者を有し6カ月以内に婚姻することが確実な人
- 2位順位…入居申込時に満15歳以下の子を有する人

右記選考後、入居申込者が募集戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

問い合わせ 管財情報課住宅係
(内線2085)

道の駅くしがきの里 スタッフ募集【未経験者歓迎】

- 物産店の販売及び管理業務 時給 880 円～
(アルバイト・パート)
勤務時間／8:30～17:30 の間で5時間以上
勤務日数／週2回～5回程度

- KIGURI CAFÉ 調理業務 時給 880 円～
(アルバイト・パート)
勤務時間／8:30～17:30 の間で4時間以上
勤務日数／週3回～5回程度

通勤手当あり 土日祝出勤できる方優遇

【応募・問合せ】は、お電話ください

道の駅くしがきの里 かつらぎ町滝 53-1 TEL090-3037-6483 担当:西岡



募集する住宅の概要

今回募集する住宅は、先住者が退去した空家住宅を居住に支障のないよう補修したものです。新築住宅のような状態ではなく、修繕などできかねる箇所もありますのでご了承ください。

町営住宅

団地名	所在地	募集戸数	建築年	月額家賃	構造	床面積	間取り
渋田	西渋田28	1戸	S45	4,100～8,100円	簡易耐火平屋	34.0㎡	2K、浴室スペースのみ
丁ノ町	丁ノ町478	1戸	S50	8,900～17,500円	簡易耐火平屋	53.0㎡	3DK、浴室スペースのみ
妙寺団地1号館	丁ノ町817	1戸 (1階)	H27	14,400～28,300円	RC4階	38.9㎡	1DK、浴室あり
妙寺団地1号館	丁ノ町817	1戸 (4階)	H27	22,500～44,200円	RC4階	60.8㎡	3DK、浴室あり

※家賃は、入居者などの収入によって決定します。

定住促進住宅

団地名	所在地	募集戸数	号数	建築年	月額家賃	月額共益費	構造	床面積	間取り
桜ヶ丘	佐野852	1号棟 (北側)	1戸	403 (4階)	S41	35,000円	1,100	RC4階	57.96㎡ 3DK 浴室あり

● 高齢者肺炎球菌予防接種について

接種を希望する方は、実施医療機関に予約の上、接種を受けてください。

自己負担 2,500円

助成回数 1人につき1回まで

※過去に23価肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けたことがある方は対象外。

接種期間

4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※対象者には3月末に案内文と接種券を発送しました。詳細はそちらをご覧ください。

※70歳以上の方の助成制度も継続しています。定期接種対象外の方はご利用ください。

問い合わせ 健康推進課衛生係(内線2053)

対象者

①令和4年度65歳の方(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生)

②60～65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方

※経過措置として以下の方も対象となります。

70歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生)

75歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生)

80歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生)

85歳(昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生)

90歳(昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生)

95歳(昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生)

100歳(大正11年4月2日～大正12年4月1日生)

● 国民年金保険料は毎年変わります

令和4年度の国民年金保険料は、月額1万6590円です。

対象者には、4月上旬に日本年金機構より1年分（4月～令和5年3月）の納付書が送付されます。封書には、1年前納・6カ月前納など保険料の割引ができる納付書も同封されています。

日本年金機構が発行した納付書は、全国の金融機関や郵便局・コンビニエンスストア・電子納付にて利用できます。

また、口座振替は、毎月自動的に預金口座から保険料を引き落とすため、納め忘れがなく確実です。口座振替の前納割引制度もありお得です。口座振替の申し込みや引き落としには、一切手数料がかかりません。

さらに、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行う、クレジットカードによる納付もあります。

口座振替およびクレジットカード納付は、事前申し込みが必要です。

◆ 学生納付特例制度

20歳になると、学生でも国民年金への加入が、法律により義務付けられています。しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が猶予される特例制度があります。

対象 大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生などで、前年の所得が一定額以下などの方。

申請に必要なもの

- ・ 年金手帳または個人番号カード
- ・ 在籍期間の確認できる学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書

※既にこの制度が適用されていて引き続き在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から、はがき形式の申請書（基礎年金番号などが印字）が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送すると、令和4年度の申請ができます。（この場合、学生証のコピーまたは在学証明書の添付不要）

認知症や介護の相談・情報交換・勉強会 「認知症家族の会」

日時・場所

毎月第3木曜 午後1時～3時
かつらぎ町地域福祉センター2階

※開催予定については、かつらぎ町地域包括支援センターへお問い合わせください。

問い合わせ 健康推進課長寿社会係(内線6020)
かつらぎ町地域包括支援センター(☎22-2322)

なお、令和4年度はこの制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、和歌山東年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ 和歌山東年金事務所
(☎073-474-1841)
健康推進課保険年金係(内線2055)

● 令和4年度各種がん検診の受診券を送付

4月22日(金)までに、各種がん検診の受診券を世帯ごとに送付します。

令和4年度の受診券は『水色』です。

受診券1枚に、各検診受診券（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）が含まれており、受診できない項目には『※』が記載されています。

受診する際は、切り取って医療機関または集団健診会場へご持参ください。

● 集団健診の申込期限は5月31日(火)です。

● 医療機関での受診は、令和5年2月28日(火)までです。

※ 健診の詳細・実施医療機関・集団健診の日程は、受診券に同封している案内文をご覧ください。

問い合わせ 健康推進課衛生係（内線2053）



令和3年度 かつらぎ町優良青少年表彰

かつらぎ町優良青少年表彰は、平素の行動が他の青少年の模範として、地域の人々にさわやかな影響を与えている青少年の善行をたたえることを目的に行っています。町内中学校および町青少年育成連絡協議会より推薦された方の中から受賞者を決定しています。

今回受賞されたのは、次の方々です。

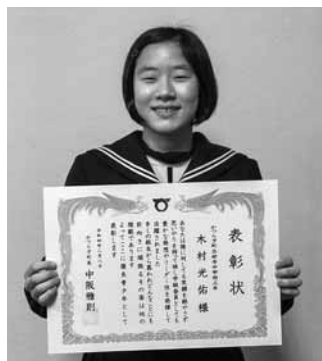
写真左から。

生地 陽翔さん（笠田中学校3年）

木村 光佑さん（妙寺中学校3年）

後藤 優成さん（かつらぎリーダークラブ会長、紀北農芸高等学校3年）

※学校・学年は受賞当時



令和3年度 青少年健全育成・非行防止活動標語 最優秀賞

青少年健全育成・非行防止活動標語は、町青少年育成連絡協議会が、青少年健全育成と非行防止を目的として、町内の小・中学生から募集したものです。

今年は「未来-みらい-」をテーマに、897作品の応募があり、厳正な審査の結果、次の方々の作品が最優秀賞に選ばれました。

小学生低学年の部

辻本 敬大さん（妙寺小学校3年）

えがおいっぱい 明るい未来の たねをまく

小学生高学年の部

水浦 彩空さん（渋田小学校6年）

作りだそう 未来は自分の 行動で

中学生の部

牧野 優樹さん（妙寺中学校3年）

明日のため 今できることを 全力で



上から）辻本さん、水浦さん、牧野さん



(福)桃郷と災害時福祉避難所に関する協定の締結

2月1日(火)、社会福祉法人桃郷様(理事長 船木孝明様)と、災害時の福祉避難所の開設や運営に関する協定を締結しました。

この協定により、災害時、社会福祉法人桃郷様に福祉避難所(一般の避難所での生活が困難な方を対象とした避難所)を、開設・運営していただくことになりました。

町は今後も、民間事業者の方々との協力体制を確立し、福祉避難所の充実を図りたいと考えています。



船木様

(株)寿精密と災害時施設利用に関する協定の締結

1月31日(月)、株式会社寿精密様(代表取締役 米倉勝治様)と、災害時に所有施設を、避難所などとして利用する協定を締結しました。

この協定は、株式会社寿精密様より「災害に備えて、近隣住民の方が避難できる場所を提供したい。」と申し出があり、締結に至りました。

町は今後も、民間事業者の方々との協力体制を広げていきたいと考えています。



米倉様

図書を寄贈いただきました

2月18日(金)、山元晃さん(笠田東)から、ご自身が出版された「ふるさとの草木花と寄り道」を寄贈いただきました。

山元さんは、伊都地方の中学校教諭として活躍され、その後、県立自然博物館の植物担当学芸員・副館長を歴任し、現在に至るまで、長年にわたって県内植物の研究に熱心に取り組まれています。今回寄贈いただきました図書は、万葉の時代に親しまれた花々をはじめ、かつらぎ町のすべての植物を網羅し紹介するとともに、人々の暮らしとの関わりにも思いを寄せた本です。図書館にも寄贈いただきましたので、興味のある方はお問い合わせください。(図書館 ☎22-0303)

寄付金

本町における新型コロナウイルス感染症対策に対し、心温まるご支援を賜りました。心から感謝申し上げます。

ご寄付いただきました寄付金は、町民の安心安全を守るため有効に活用させていただきます。

●和泉市議会議員 坂元 純一 様

※2月1日～28日にご寄付いただいた方



左から)町長、山元さん

お知らせ

自動車税種別割の納期限内 納付について

自動車税の種別割の納期限は5月31日(火)です。納期限内に納税をお願いします。お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。

パソコン、スマートフォンなどからクレジットカードを利用して納付もできます。

納税通知書に印字されているコンビニ収納用バーコードを利用して、スマートフォン決済アプリ(PayPay・LINE Pay・auPayなど)でも納付できます。ぜひご利用ください。

◆自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障害の程度など、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

問い合わせ 紀北県税事務所課税課(0736-61-0067)

たき火・野焼きによる火災が多発

令和4年に入り、たき火による火災が多発しています。空気が乾燥し、風が強く吹いているときは、たき火や野焼きは控えるようにしてください。特に林野火災は、気象状況などにより大火につながる恐れがあります。(伊都消防署管内でも昨年、たき火による火災が全火災件数の約55%を占めています)

なお、廃棄物の野外焼却は、原則として法律で禁止されています。ただし、農業や林業などを営むために行われるものは、例外として認められています。焼却を行うときは次のことに十分注意してください。

- ・たき火をするときは、必ず消防署に連絡し、日時、場所などを届け出てください。
- ・畑の枯れ草や落ち葉を焼却するときは、少しずつ焼却し必ず消火の準備をしましょう。
- ・空気が乾燥しているときや風の強いときは、たき火は中止しましょう。
- ・たき火をするときは、そばを離れないようにしましょう。
- ・たき火を終えたら、必ず消えたことを確認して帰りましょう。

募集

自衛官候補生など募集

◆幹部候補生(男子・女子)資格

《一般》(大卒)22歳以上26歳未満。
20歳以上22歳未満は大卒(見込)、
修士課程修了者は28歳未満。(院卒)20歳以上28歳未満の修士課程修了者(見込)など。

《歯科・薬剤科》20歳以上30歳未満(薬剤科は20歳以上28歳未満)の専門の大卒(見込)。

受付 ①4月14日(木)まで

②6月16日(木)まで

試験日 ①一次…4月23日(土)・24日(日)、二次…5月27日(金)・6月2日(木)

②一次…6月25日(土)、二次…8月

1日(月)・7日(日)

◆一般曹候補生

資格 18歳以上33歳未満

受付 ①5月10日(火)まで

②7月1日(金)・9月5日(月)

試験日 ①一次…5月20日(金)・29日(日)、二次…6月17日(金)・7月3日(日)(※いずれか1日を指定

②一次…9月15日(木)・18日(日)、二次…10月8日(土)・23日(日)

※いずれか1日を指定

◆自衛官候補生(男子・女子)

資格 18歳以上33歳未満の方

受付 年間通じて行っています。

試験日 受付時にお知らせします。

※記載内容は変更する場合があります。

また、変更事項はお問い合わせ、または自衛官募集ホームページなどをご覧ください。

問い合わせ 自衛隊和歌山地方協力本部橋本地域事務所(0736-32-0744)

ボーイスカウト伊都第3団

隊員募集

私たちボーイスカウトでは、一緒に活動していく仲間を募集しています。

◆小2から見学・体験入隊可能

問い合わせ 事務局 中谷(ファクス22-7905)

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
ひきこもり青年のための「居場所」	月～金曜(祝日除く) 4/1(金)は13:00～花見 4/22(金)女性相談日	13:30～15:30	大谷地域交流センター 1階和室	NPO法人よりみち ☎090-7093-9595
よりみち親の会	4/6(水)	19:00～21:00	同上	同上
ひきこもり相談会	4/4(月)※要電話予約	13:30～15:30	同上	同上
無料法律相談	4/11(月)、25(月)	13:30～15:30 (先着順)	地域福祉センター	社会福祉協議会 ☎22-4311
ふくし何でも相談 日常生活上の困りごと など幅広い相談に	月～金曜(祝日除く) ※電話相談や、訪問 相談も行っています	8:30～17:15	同上	同上
理学療法士相談 自宅での自主リハビリ や健康体操の方法など でお悩みの方	4/1(金)、15(金)	13:00～17:00 (予約制)	保健福祉センター 1階機能訓練室	健康推進課衛生係 内線6031
消費生活相談 悪質な訪問販売や契 約・取引に関するトラ ブルなどでお悩みの方	①4/5(火) ②4/12(火) ③4/19(火) ④4/26(火)	13:00～16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市役所消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	産業観光課 商工観光係 内線2103
就職相談	①4/12(火) ②4/19(火) ③4/6(水)、27(水)	14:00～15:30	①笠田公民館佐野分館 ②笠田東児童館 ③かつらぎ総合文化会館	伊都振興局 企画産業課 ☎0736-33-4909
無料職業紹介所 町内事業者・住民の方 に対して、求人求職の 情報提供・あっせん	月～金曜(祝日除く)	8:30～17:15	役場産業観光課	かつらぎ町 無料職業紹介所 (産業観光課内) 内線2103

✓ 交際費の公表

1・2月分	町および町長		議会および議長	
	金 額	件 数	金 額	件 数
弔慰	11,000円	1件	—	—
見舞い	—	—	—	—
お祝い	14,410円	1件	—	—
賛助	—	—	—	—
会費	—	—	—	—
その他	185,208円	1件	—	—
計	210,618円	3件	0円	0件

納期限

5月2日(月)

● 介護保険料 第1期

町税などの納付は便利で確実な口座振替をご利用ください。

相談

若者サポートステーション
就職相談

「働きたい！」を応援します。
(相談・利用無料、秘密厳守)
就労に関する悩みを抱える無業の方に、寄り添いサポートします。
まずは、お電話でご相談ください。
い。コミュニケーションワーク、PCラーニング、職場体験・見学など、各種プログラムを活用してスキルを身に付け、就労を目指します。
適職検査、興味検査で自分に合った職種を見つけましょう。履歴書作成、面接練習など、就職活動を全面的にバックアップします。
対象 15歳～49歳の方とその家族
開所時間 月曜～金曜日の午前10時～午後5時※祝日除く
費用 無料
問い合わせ 若者サポートステーションのかわ(☎0736-33-2900)



4月の休館日

4・11・18・25日

開館 9:00～17:00

☎22-0303

新着図書



●一般書

六つの村を越えて髭をなびかせる者
答えは風のなか
特許やぶりの女王
一期一会の人びと
ひとりぼぐし
ローカルおやつの本
グラフィック社編集部

西條 奈加
重松 清
南原 詠
五木 寛之
崎田 ミナ

●児童書

ケケと半分魔女(魔女の宅急便特別編 その3)
角野 栄子(作) 佐竹 美保(画)

火星のライオン

ジェニファール・ホルム

なぞなぞはじまるよ3 おおなり

修司(文) 高畠 純(絵)

やさしいのがっこう いちごちゃん

はやさいなの? なかや みわ

そらいろのがみ

海のアトリエ ながしま ひろみ
堀川 理万子

おすすめ図書



●春におすすめの本

●一般書

奇跡の紅茶専門店
春告げ坂

荒川 祐二
安住 洋子

●児童書

いたずらこやぎと春まつり

松居 スーザン(作) 出久根 育(絵)

ともだち

谷川 俊太郎(文) 和田 誠(絵)



PicUp! 新着図書

一般書



「ミス・パーフェクトが行く!」
横関 大(著)

一般書



「創世の日」
江上 剛(著)

一般書



「モヤモヤするけどスッカリ暮らす」
岸本 葉子(著)

自粛はするけど萎縮はしない

存亡の危機に財閥総帥が夢見た祖国の未来とは?!

「ルパンの娘」の次は総理の娘?! 華麗なる世直しエンタメ

児童書



「おてがみほしいぞ」
こうまる みづほ(作)
丸山 誠司(絵)

児童書



「あしたへの翼」
中島 信子(著)

児童書



「吹奏楽部のトリセツ!」
松元 宏康(監修)

みんなが知りたい吹奏楽部のすべてがここに!

小学校6年生で祖母の介護をする「ヤングケアラ」の少女の心を描く

ともだち いらないでおてがみほしい

いつでも
遊びにきてね

子育て支援センターからのお知らせ

4月のスケジュール

4/1・8(金) 9:00~11:30

おめでとうコーナー

対象:誕生月の未就園児

誕生日の記念に手形または足形を残しませんか?(毎月第1・2金曜日)

持ち物:タオル・ウェットティッシュ

4/14(木) 10:00~11:00

わくわく広場

製作など楽しい活動の場。

内容「カレンダー作り(春)」

定員:6人 要予約:3/31(木)~

4/18(月) 10:00~11:00

赤ちゃんクラブ「よちよち」

1歳未満の赤ちゃんとお母さんのふれあいの場です。

内容「モビール作り」

定員:6名 要予約:4/4(月)~

4/27(水) 10:00~11:00

なかよし広場

子育て講座や親子でふれあう交流の場。

内容「♪春のお散歩・紀ノ川堤防♪」

定員:6組 ※要予約 4/13(水)~

持ち物:帽子・飲み物

※雨天の場合はセンターで遊びます。

※イベントについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更となる場合があります。



3月7日から、保健福祉センター1階で、支援センターの活動が再開しています。

こども園でも人気がある、指先を使う手作りおもちゃなども新たに用意しています。ブランコやすべり台など、体を動かす遊具もありますので、ぜひ、あそびに来てください。



子育て支援センター「はぐくみ」

開館:月~土曜日(祝日除く)

時間:9:00~12:00

13:00~16:00

※土曜は午前中のみ

場所:保健福祉センター1階

問い合わせ 内線 6013

子育てに
悩んでいませんか?
お気軽に
ご相談ください。

《文芸の窓》

「俳句」

独りきてひとりで帰る花見かな

泣きながら母に付きゆく新人生

花粉飛ぶ滅多打ちされ干蒲団ふとん

※ふらここを漕ぐや友との別れまで

囁きやつると剥ける茹で卵

※「ふらここ」はブランコ

「短歌」

楡大木に霧氷光りて界限の凍てし風景おごそかにせり

奥田 和美

なほしばし夫と生きむと酒のあてつくるも吾の好みの
多し

西川 瞳

腰曲る妻を施設に送りやり一人暮しの長き兄逝く

新田 一美

大寒の霜ひかりいて野菜らは旨み増しつつ日毎に育つ

花岡寿美子

寒明けて花の色増す犬ふぐり青き大空舞う二羽の鳶

松本 弘信

紀の山の小さき草花友としてひたに歩まむ初心にかえ

山元 晃

(笠田短歌サークル)



4月

保健カレンダー

場所／保健福祉センター

問い合わせ 健康推進課衛生係(内線2054・2059)

事業名	日時	時間	対象	内容
4か月・6か月児健康診査	4/28(木)	受付時間は個別に通知	令和3年10・12月生まれ	身体計測・医師による診察・発達観察・育児相談・離乳食指導
1歳6か月児健康診査	4/19(火)		令和2年8・9月生まれ	身体計測・医師による診察・歯科医師による歯科検診・発達観察・食事指導・歯科指導
10か月児健康相談	4/14(木)		令和3年5月生まれ	身体計測・発達観察・育児相談・離乳食指導・歯科指導
	5/12(木)		令和3年6月生まれ	
2歳児健康相談	4/4(月)		令和2年2月生まれ	身体計測・発達観察・育児相談・食事指導・歯科指導
	5/2(月)		令和2年3月生まれ	
子育て広場「すくすく」	4/8(金)	13:30～15:00	乳児を持つ保護者と妊婦	助産師による母乳相談、栄養士による離乳食相談など
	5/13(金)			
7か月児教室「さくらんぼ」	4/6・20(水)	13:30～	令和3年9月生まれ	ふれあい遊び・子守唄・絵本の読み聞かせ・ペープサート・ブックスタート事業による絵本のプレゼント
11か月児教室「りんごちゃん」	4/6(水)	10:00～	令和3年4月生まれ	ふれあい遊び・手遊び・絵本の読み聞かせ
	5/6(金)		令和3年5月生まれ	

※母子手帳、バスタオルを持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の動向により、内容等を変更する場合があります。その際は対象者に個別に通知します。

※警報発令時、午前中の健康相談・教室は午前8時半の時点、午後の健診・教室は午前11時の時点で警報が発令されていれば中止とします。ご不明な点はお問い合わせをお願いします。

////来られる際のお願い////

- ・風邪の症状や熱がある、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触、ご家族に感染の疑いのある方がいる場合は受診を見合わせてください。
- ・受付前に検温を行います。できる限りマスク着用と、手指消毒をお願いします。
- ・できる限り、兄弟祖父母等の同伴はご遠慮ください。

● 子育て世代 包括支援センター (SUKU²)

妊娠中から子育て期に関する相談に応じます。保健師が常駐しておりますので、お気軽にご利用ください。

時間 8:30～17:15

場所 保健福祉センター 2階

問い合わせ

健康推進課衛生係(内線2054・2059)

● 園庭開放

4月はお休みです。次回の園庭開放は5月から始まります。

※予定を変更する場合がありますので、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

三谷こども園(☎23-3730)・佐野こども園(☎22-6260)
聖心幼稚園(☎22-1336)



さくらちゃん



ぼたんちゃん



はるひちゃん



ゆうやちゃん



ゆきやちゃん



ゆうとちゃん



はるとちゃん



ゆうちゃん



しゅんすけちゃん



いおりちゃん

こんにちは 赤ちゃん

2月の4か月健診に
来られた赤ちゃんを
ご紹介します♪

地場産品展示ケースの寄贈

3月10日(木)、かつらぎ町商工会様より、地域産業振興の取り組みとして、地場産品展示ケースを寄贈いただきました。心から感謝申し上げます。

地場産品展示ケースは、秘書室で地域企業の商品を展示し、PRさせていただきます。



左から) 産業観光課長、小迫参事、南参事、町長、商工会長 中谷保さん、副会長櫻井邦男さん、副会長木村和生さん、事務局長阪田恵央さん

由良町と 災害時相互応援協定の締結

1月31日(月)、由良町と災害時における相互応援を目的とする協定の締結式を、オンラインで行いました。

大規模災害が発生した際、近隣自治体も同様に被災してしまいます。この協定は、遠距離自治体と協定を締結することで、両町民の安心・安全な生活を確保することを趣旨とします。

災害時、人的・物的支援や被災者の受け入れなど相互応援が可能になりました。



オンライン締結式の様子

